

ハ～ヘ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 580単位

ii 要支援2 721単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 621単位

ii 要支援2 762単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 613単位

ii 要支援2 768単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 660単位

ii 要支援2 816単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 584単位

ii 要支援2 725単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 621単位

ii 要支援2 777単位

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 584単位

ii 要支援2 725単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 621単位

ii 要支援2 777単位

ハ～ヘ (略)

(新設)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 578単位

ii 要支援2 719単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 619単位

ii 要支援2 759単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 611単位

ii 要支援2 765単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 658単位

ii 要支援2 813単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 582単位

ii 要支援2 723単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 619単位

ii 要支援2 774単位

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 582単位

ii 要支援2 723単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 619単位

ii 要支援2 774単位

(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	568単位
ii 要支援2	707単位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	601単位
ii 要支援2	752単位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	623単位
ii 要支援2	781単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	668単位
ii 要支援2	826単位
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	623単位
ii 要支援2	781単位
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	668単位
ii 要支援2	826単位
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	611単位
ii 要支援2	764単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	611単位
ii 要支援2	764単位

注1～14 (略)

(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	566単位
ii 要支援2	705単位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	599単位
ii 要支援2	750単位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	621単位
ii 要支援2	778単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	666単位
ii 要支援2	823単位
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	621単位
ii 要支援2	778単位
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	666単位
ii 要支援2	823単位
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	609単位
ii 要支援2	762単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	609単位
ii 要支援2	762単位

注1～14 (略)

(3)・(4)	(略)	
(5)	緊急時施設療養費	
	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一)	緊急時治療管理（1日につき）	<u>518単位</u>
	注1・2（略）	
(二)	(略)	
(6)・(7)	(略)	
(8)	介護職員等特定処遇改善加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数	
(二)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数	
ロ	療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	
(1)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>525単位</u>
ii	要支援2	<u>659単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>553単位</u>
ii	要支援2	<u>687単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援1	<u>543単位</u>
ii	要支援2	<u>677単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援1	<u>581単位</u>
ii	要支援2	<u>736単位</u>
e	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援1	<u>614単位</u>
ii	要支援2	<u>769単位</u>
f	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援1	<u>602単位</u>
ii	要支援2	<u>757単位</u>

(3)・(4)	(略)	
(5)	緊急時施設療養費	
	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一)	緊急時治療管理（1日につき）	<u>511単位</u>
	注1・2（略）	
(二)	(略)	
(6)・(7)	(略)	
	(新設)	
ロ	療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	
(1)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>523単位</u>
ii	要支援2	<u>657単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>551単位</u>
ii	要支援2	<u>685単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援1	<u>541単位</u>
ii	要支援2	<u>675単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援1	<u>579単位</u>
ii	要支援2	<u>734単位</u>
e	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援1	<u>612単位</u>
ii	要支援2	<u>767単位</u>
f	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援1	<u>600単位</u>
ii	要支援2	<u>755単位</u>

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>494単位</u>
ii 要支援2	<u>619単位</u>
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>509単位</u>
ii 要支援2	<u>634単位</u>
c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	<u>552単位</u>
ii 要支援2	<u>698単位</u>
d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	<u>570単位</u>
ii 要支援2	<u>716単位</u>
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>477単位</u>
ii 要支援2	<u>596単位</u>
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>536単位</u>
ii 要支援2	<u>676単位</u>
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>534単位</u>
ii 要支援2	<u>668単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>591単位</u>
ii 要支援2	<u>746単位</u>
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>534単位</u>
ii 要支援2	<u>668単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>591単位</u>
ii 要支援2	<u>746単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	<u>607単位</u>
b 要支援2	<u>764単位</u>

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>492単位</u>
ii 要支援2	<u>617単位</u>
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>507単位</u>
ii 要支援2	<u>632単位</u>
c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	<u>550単位</u>
ii 要支援2	<u>696単位</u>
d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	<u>568単位</u>
ii 要支援2	<u>714単位</u>
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>476単位</u>
ii 要支援2	<u>594単位</u>
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>534単位</u>
ii 要支援2	<u>674単位</u>
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>532単位</u>
ii 要支援2	<u>666単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>589単位</u>
ii 要支援2	<u>744単位</u>
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>532単位</u>
ii 要支援2	<u>666単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>589単位</u>
ii 要支援2	<u>744単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	<u>605単位</u>
b 要支援2	<u>762単位</u>

(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	635単位
b 要支援2	792単位
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	782単位
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	764単位
(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援1	635単位
b 要支援2	792単位
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	782単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	764単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	764単位
注1～11 (略)	
(5)～(9) (略)	
10) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	509単位
ii 要支援2	639単位

(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	633単位
b 要支援2	790単位
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	623単位
b 要支援2	780単位
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	605単位
b 要支援2	762単位
(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援1	633単位
b 要支援2	790単位
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	623単位
b 要支援2	780単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	605単位
b 要支援2	762単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	605単位
b 要支援2	762単位
注1～11 (略)	
(5)～(9) (略)	
(新設)	
ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	507単位
ii 要支援2	637単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	536単位
ii 要支援2	666単位
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	527単位
ii 要支援2	657単位
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	566単位
ii 要支援2	717単位
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援1	598単位
ii 要支援2	749単位
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i 要支援1	587単位
ii 要支援2	738単位
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	452単位
ii 要支援2	565単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	516単位
ii 要支援2	651単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	591単位
b 要支援2	744単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	618単位
b 要支援2	771単位
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	609単位
b 要支援2	762単位
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	591単位
b 要支援2	744単位
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援1	618単位
b 要支援2	771単位
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	609単位
b 要支援2	762単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	534単位
ii 要支援2	664単位
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	525単位
ii 要支援2	655単位
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	564単位
ii 要支援2	715単位
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援1	596単位
ii 要支援2	747単位
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i 要支援1	585単位
ii 要支援2	736単位
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	451単位
ii 要支援2	563単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	514単位
ii 要支援2	649単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	589単位
b 要支援2	742単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	616単位
b 要支援2	769単位
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	760単位
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	589単位
b 要支援2	742単位
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援1	616単位
b 要支援2	769単位
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	760単位

注1～10 (略)

(3)～(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 815単位

ii 要支援2 977単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 922単位

ii 要支援2 1,077単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 752単位

ii 要支援2 922単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 810単位

ii 要支援2 1,001単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 730単位

ii 要支援2 894単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 788単位

ii 要支援2 974単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 718単位

ii 要支援2 878単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 775単位

ii 要支援2 958単位

注1～10 (略)

(3)～(7) (略)

(新設)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 813単位

ii 要支援2 974単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 919単位

ii 要支援2 1,074単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 750単位

ii 要支援2 919単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 808単位

ii 要支援2 998単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 728単位

ii 要支援2 892単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 786単位

ii 要支援2 971単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 716単位

ii 要支援2 876単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 773単位

ii 要支援2 955単位

(五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	658単位
ii 要支援2	819単位
b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	765単位
ii 要支援2	921単位
(2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	566単位
b 要支援2	727単位
(二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	624単位
b 要支援2	806単位
(3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	942単位
ii 要支援2	1,098単位
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	942単位
ii 要支援2	1,098単位
(二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	834単位
ii 要支援2	1,027単位
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	834単位
ii 要支援2	1,027単位
注1～6 (略)	
(4)～(7) (略)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	

(五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	656単位
ii 要支援2	817単位
b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	763単位
ii 要支援2	918単位
(2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	564単位
b 要支援2	725単位
(二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	804単位
(3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	939単位
ii 要支援2	1,095単位
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	939単位
ii 要支援2	1,095単位
(二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	832単位
ii 要支援2	1,024単位
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	832単位
ii 要支援2	1,024単位
注1～6 (略)	
(4)～(7) (略)	
(新設)	

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

（一）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	578単位
ii 要支援2	712単位
b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	639単位
ii 要支援2	794単位

（二）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	568単位
ii 要支援2	702単位
b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	627単位
ii 要支援2	782単位

（三）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	552単位
ii 要支援2	686単位
b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	611単位
ii 要支援2	766単位

(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

（一）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	551単位
ii 要支援2	674単位
b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	612単位
ii 要支援2	756単位

（二）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	535単位
ii 要支援2	658単位
b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	596単位
ii 要支援2	740単位

（三）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	524単位
ii 要支援2	647単位

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

（一）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	576単位
ii 要支援2	710単位
b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	637単位
ii 要支援2	792単位

（二）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	566単位
ii 要支援2	700単位
b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	625単位
ii 要支援2	780単位

（三）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	550単位
ii 要支援2	684単位
b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	609単位
ii 要支援2	764単位

(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

（一）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	549単位
ii 要支援2	672単位
b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	610単位
ii 要支援2	754単位

（二）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	533単位
ii 要支援2	656単位
b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	594単位
ii 要支援2	738単位

（三）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	522単位
ii 要支援2	645単位

b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	585単位
ii	要支援2	729単位
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	525単位
ii	要支援2	652単位
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	581単位
ii	要支援2	728単位
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	500単位
ii	要支援2	617単位
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	558単位
ii	要支援2	695単位
(4)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	660単位
ii	要支援2	818単位
b	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	660単位
ii	要支援2	818単位
(二)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	650単位
ii	要支援2	808単位
b	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	650単位
ii	要支援2	808単位
(5)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a	要支援1	674単位
b	要支援2	821単位
(二)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a	要支援1	674単位
b	要支援2	821単位

b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	583単位
ii	要支援2	727単位
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	523単位
ii	要支援2	650単位
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	579単位
ii	要支援2	726単位
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	498単位
ii	要支援2	615単位
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	556単位
ii	要支援2	693単位
(4)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	658単位
ii	要支援2	815単位
b	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	658単位
ii	要支援2	815単位
(二)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	648単位
ii	要支援2	805単位
b	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	648単位
ii	要支援2	805単位
(5)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a	要支援1	672単位
b	要支援2	818単位
(二)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a	要支援1	672単位
b	要支援2	818単位

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- (一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 618単位
 - ii 要支援2 767単位
 - b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 618単位
 - ii 要支援2 767単位
- (二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 643単位
 - ii 要支援2 781単位
 - b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 643単位
 - ii 要支援2 781単位

注1～11 （略）

(7) （略）

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

- イ 緊急時治療管理（1日につき） 518単位
- 注1・2 （略）
- ロ （略）

(9)～(12) （略）

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

- イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）
 - (1) 要支援1 181単位
 - (2) 要支援2 310単位
- ロ～ホ （略）

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- (一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 616単位
 - ii 要支援2 765単位
 - b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 616単位
 - ii 要支援2 765単位
- (二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 641単位
 - ii 要支援2 779単位
 - b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 641単位
 - ii 要支援2 779単位

注1～11 （略）

(7) （略）

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

- イ 緊急時治療管理（1日につき） 511単位
- 注1・2 （略）
- ロ （略）

(9)～(12) （略）

(新設)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

- イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）
 - (1) 要支援1 180単位
 - (2) 要支援2 309単位
- ロ～ホ （略）

<p>△ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>9 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>9 (略)</p>
---	--------------------------

(指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十二条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>473単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>523単位</u></p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>495単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>548単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>738単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>824単位</u></p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>757単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>846単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>856単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>956単位</u></p> <p>(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>883単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>986単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>427単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>474単位</u></p>	<p>別表</p> <p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>471単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>521単位</u></p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>493単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>546単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>735単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>821単位</u></p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>754単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>842単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>852単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>952単位</u></p> <p>(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>879単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>982単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p> a 要支援1 <u>425単位</u></p> <p> b 要支援2 <u>472単位</u></p>

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	<u>447単位</u>
b 要支援2	<u>496単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>664単位</u>
b 要支援2	<u>740単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>681単位</u>
b 要支援2	<u>759単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>769単位</u>
b 要支援2	<u>859単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>794単位</u>
b 要支援2	<u>886単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>246単位</u>
(二) 要支援2	<u>260単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>258単位</u>
(二) 要支援2	<u>272単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>411単位</u>
(二) 要支援2	<u>434単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>422単位</u>
(二) 要支援2	<u>445単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>482単位</u>
(二) 要支援2	<u>510単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>498単位</u>
(二) 要支援2	<u>526単位</u>
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	<u>445単位</u>
b 要支援2	<u>494単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>661単位</u>
b 要支援2	<u>737単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>678単位</u>
b 要支援2	<u>756単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>766単位</u>
b 要支援2	<u>855単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>791単位</u>
b 要支援2	<u>882単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>245単位</u>
(二) 要支援2	<u>259単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>257単位</u>
(二) 要支援2	<u>271単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>409単位</u>
(二) 要支援2	<u>432単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>420単位</u>
(二) 要支援2	<u>443単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>480単位</u>
(二) 要支援2	<u>508単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>496単位</u>
(二) 要支援2	<u>524単位</u>
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハマまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハマまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要支援1 3,418単位

（二）要支援2 6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要支援1 3,080単位

（二）要支援2 6,224単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 要支援1 421単位

(2) 要支援2 526単位

注1～7（略）

ハ～リ（略）

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 757単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 785単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 773単位

注1～6（略）

(新設)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要支援1 3,403単位

（二）要支援2 6,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要支援1 3,066単位

（二）要支援2 6,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 要支援1 419単位

(2) 要支援2 524単位

注1～7（略）

ハ～リ（略）

(新設)

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位

注1～6（略）

ハ～ヌ (略) 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1からリまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1からリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	ハ～ヌ (略) (新設)
---	-----------------

(指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)
 第十三条 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 介護予防支援費 1 介護予防支援費(1月につき) 注1・2 (略) ロ・ハ (略)	改 正 前 介護予防支援費 1 介護予防支援費(1月につき) 注1・2 (略) ロ・ハ (略)
---	---

(厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数)
 第十四条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後 一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ (略) ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要介護一 一万六千二百九十四単位 (2) 要介護二 一万八千三百一十単位 (3) 要介護三 二万三千九十八単位 (4) 要介護四 二万二千三百四十四単位 (5) 要介護五 二万四千四百四十二単位 二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ (略) ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要支援一 五千三十二単位 (2) 要支援二 一万五百三十一単位	改 正 前 一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ (略) ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要介護一 一万六千二百三十三単位 (2) 要介護二 一万八千四百四十九単位 (3) 要介護三 二万二千四百六十六単位 (4) 要介護四 二万二千二百九十二単位 (5) 要介護五 二万四千二百五十九単位 二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ (略) ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要支援一 五千三十三単位 (2) 要支援二 一万四百七十三単位
--	---

別表第一

- 1 (略)
- 2 訪問介護
 - イ 身体介護が中心である場合
 - (1) (略)
 - (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位
 - (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
 - (4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
 - ロ 生活援助が中心である場合
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位
 - (4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位
- ハ (略)

別表第二

- 1 (略)
- 2 指定訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

 - (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位
 - (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位
 - (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） 3,344単位
- 3 指定通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

 - (1) 要支援1 1,489単位
 - (2) 要支援2 3,053単位
- 4～11 (略)

（厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正）

第十五条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省令第百六十三号）の1部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） <u>1,013単位</u></p> <p>注 (略)</p>	<p>別表</p> <p>1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） <u>1,009単位</u></p> <p>注 (略)</p>

別表第一

- 1 (略)
- 2 訪問介護
 - イ 身体介護が中心である場合
 - (1) (略)
 - (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位
 - (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
 - (4) 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
 - ロ 生活援助が中心である場合
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位
 - (4) 所要時間1時間15分以上の場合 260単位
 - ハ (略)
- 3～10 (略)

別表第二

- 1 (略)
- 2 指定訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

 - (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,051単位
 - (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,102単位
 - (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） 3,334単位
- 3 指定通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

 - (1) 要支援1 1,482単位
 - (2) 要支援2 3,039単位
- 4～11 (略)

2 定期巡回サービス費 (1回につき) 注 (略)	379単位	2 定期巡回サービス費 (1回につき) 注 (略)	378単位
3 随時訪問サービス費I (1回につき) 注 (略)	578単位	3 随時訪問サービス費I (1回につき) 注 (略)	576単位
4 随時訪問サービス費II (1回につき) 注 (略)	778単位	4 随時訪問サービス費II (1回につき) 注 (略)	775単位

(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)
 第十六条 厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
一〇四 (略)		一〇四 (略)	(新設)
四の二 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準			
イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。			
(一) 介護福祉士であつて、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。			
(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。			
(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。			
(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。			
(2) 当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。			
(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。			
(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。			

- (5) 訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを算定していること。
- (6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(III) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 五・六 (略)
- 六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
- イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (二) 指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イを算定していること。

五・六 (略)
(新設)

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

七〇二十二 (略)

二十三 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ・ハ (略)

二十四 (略)

二十四の二 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

二十四の三 (略)

二十五〇三十四 (略)

三十四の二 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

三十四の三・三十四の四 (略)

三十五〇三十九 (略)

三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

三十九の三 (略)

四十・四十一 (略)

四十一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

四十二 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型

特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く)、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く)、

介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ・ロ (略)

四十二の二〇四十四 (略)

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

七〇二十二 (略)

二十三 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ・ハ (略)

二十四 (新設)

二十四の二 (略)

二十五〇三十四 (略)

(新設)

三十四の二・三十四の三

三十五〇三十九 (略)

(新設)

三十九の二 (略)

四十・四十一 (略)

(新設)

四十二 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型

特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く)、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く)、

介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ・ロ (略)

四十二の二〇四十四 (略)

四十四の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

四十五、四十八 (略)

四十八の二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(Ⅰ) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十五、四十八 (略)
(新設)

四十九〇五十一 (略)
 五十一の二 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
 第四十八号の二の規定を準用する。
 五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。)で二以上確保していること。

ロ・ハ (略)

五十一の四〇五十一の九 (略)

五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
 第四十八号の二の規定を準用する。

五十二・五十三 (略)

五十三の二 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
 第四十八号の二の規定を準用する。

五十四〇五十八 (略)

五十八の二 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
 第四十八号の二の規定を準用する。

五十八の三・五十八の四 (略)

五十九・六十 (略)

六十の二 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
 第四十八号の二の規定を準用する。

六十の三 (略)

六十一・六十二 (略)

六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
 イ 介護職員等特定処遇改善加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 (二) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(三) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の平均の二倍以上であること。

(四) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(五) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

四十九〇五十一 (略)
 (新設)
 五十一の二 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の四イにおいて同じ。)で二以上確保していること。

ロ・ハ (略)

五十一の三〇五十一の八 (略)
 (新設)

五十二・五十三 (略)
 (新設)

五十四〇五十八 (略)
 (新設)

五十八の二・五十八の三 (略)

五十九・六十 (略)
 (新設)

六十の二 (略)

六十一・六十二 (略)
 (新設)

- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)のいずれかを算定していること。
- (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準
指定地域密着型サービス基準第三百三十七条第五項及び第六項又は第六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していないこと。
- 六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準
第十八号の規定を準用する。
- 六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける栄養マネジメント加算の基準
イ、ホ（略）
- 六十五の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける再入所時栄養連携加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- 六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- 六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準
指定地域密着型サービス基準第三百三十七条第五項及び第六項又は第六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していないこと。
- 六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準
第十八号の規定を準用する。
- 六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける栄養マネジメント加算の基準
イ、ホ（略）
- 六十五の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける再入所時栄養連携加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- 六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準
 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいづれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準
 イ・ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算の基準
 イ・ロ (略)

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理体制加算の基準
 前号の規定を準用する。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準
 イ・ロ (略)

七十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準
 在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準
 イ・二 (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
 第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ②中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
 第四十八号の規定を準用する。

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準
 イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいづれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準
 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいづれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準
 イ・ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における口腔衛生管理体制加算の基準
 イ・ロ (略)

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理体制加算の基準
 前号の規定を準用する。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準
 イ・ロ (略)

七十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準
 在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準
 イ・二 (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算の基準
 第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ②中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算の基準
 第四十八号の規定を準用する。

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準
 (新設)

- (二) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 七十四～八十一 (略)
- 八十一の二 複合型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
- 第四十八号の二の規定を準用する。
- 八十二～八十八 (略)
- 八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
- イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- 七十四～八十一 (略)
- (新設)
- 八十二～八十八 (略)
- (新設)

- (二) 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
 - (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
 - (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
 - (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
 - (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
 - (5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)のいずれかを算定していること。
 - (6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。
 - (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
 - (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 八十九～九十四 (略)
- 九十四の二 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
第六号の二の規定を準用する。
- 九十五～九十九 (略)
- 九十九の二 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
第六号の二の規定を準用する。
- 百～百の三 (略)
- 百の四 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
第六号の二の規定を準用する。
- 百一・百二 (略)

- 八十九～九十四 (略)
- (新設)
- 九十五～九十九 (略)
- (新設)
- 百～百の三 (略)
- (新設)
- 百一・百二 (略)

<p>百二の二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百三〇百十四 (略)</p>	<p>(新設) 百三〇百十四 (略) (新設)</p>
<p>百十四の二 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百十四の三 (略) 百十五〇百十七 (略)</p>	<p>(新設) 百十四の二 (略) 百十五〇百十七 (略) (新設)</p>
<p>百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百十七の三 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準 第三十九号の三の規定を準用する。 百十八〇百十九 (略)</p>	<p>百十七の二 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準 第三十九号の二の規定を準用する。 百十八〇百十九 (略) (新設)</p>
<p>百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百十九の三・百十九の四 (略) 百二十〇百二十一 (略)</p>	<p>百十九の二・百十九の三 百二十〇百二十一 (略) (新設)</p>
<p>百二十一の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百二十一の三 (略) 百二十二〇百二十三 (略)</p>	<p>百二十一の二 (略) 百二十二〇百二十三 (略) (新設)</p>
<p>百二十三の二 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の規定を準用する。 百二十四〇百二十七 (略)</p>	<p>百二十四〇百二十七 (略) (新設)</p>
<p>百二十七の二 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の規定を準用する。 百二十七の三 (略)</p>	<p>百二十七の二 (略) 百二十七の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準 第五十八号の三の規定を準用する。 百二十八〇百二十九 (略) (新設)</p>
<p>百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準 第五十八号の四の規定を準用する。 百二十八〇百二十九 (略)</p>	<p>百二十七の三 (略) 百二十八〇百二十九 (略) (新設)</p>
<p>百二十九の二 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の規定を準用する。</p>	<p>百二十九の二 (略) (新設)</p>